

# 群馬大学医学部附属病院聴覚インプラント・補聴器先端医療センター規程

令和 7.10. 7 制定

## (趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学医学部附属病院聴覚インプラント・補聴器先端医療センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

## (目 的)

第2条 センターは、地域の専門医療機関等と連携を図りつつ、人工内耳をはじめとする人工聴覚器や補聴器の適応判定、手術・リハビリテーション、長期的な維持管理、並びに難聴児・難聴者に対する包括的支援を行うことにより、患者のQOL向上と地域社会への貢献を目的とする。

## (業 務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 人工聴覚器及び関連補装具の適応評価、手術、装用指導、調整及び維持管理に関すること。
- (2) 聴覚検査、言語発達評価、言語聴覚療法に関すること。
- (3) 患者及び家族に対する相談支援及び心理的サポートを行うこと。
- (4) 地域の医療機関や教育機関に対して人工聴覚器に関する知識普及と技術支援を行うこと。
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な事項。

## (職 員)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 言語聴覚士 若干人
- (4) その他センター長が必要と認める者

2 センター長は、耳鼻咽喉頭科長をもって充て、センターを代表し、センターの業務を掌理する。

3 副センター長は、センター長が指名する者をもって充て、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、あらかじめセンター長が指名した副センター長がその職務を代行する。

## (委員会)

第5条 センター長は、センターの円滑な運営を図るため、必要の都度、群馬大学医学部附属病院聴覚インプラント・補聴器先端医療センター運営委員会を開催する。

## (組 織)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 言語聴覚士 若干人
- (4) その他委員長が必要と認める者

## (任 期)

第7条 前条第3号及び第4号の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

(会議)

第9条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(報告)

第11条 委員長は、委員会の決定事項を病院長に報告するものとする。

(事務)

第12条 委員会の事務は、昭和地区事務部医事課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

1 この規程は、令和7年10月7日から施行する。

2 この規程施行後、最初に選出される第6条の委員の任期は、第7条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までとする。